

通達甲(副監・備・備1・実1)第18号  
平成18年7月31日  
存 続 期 間

各 部 長、参事官 殿  
所 属 長

副 総 監

### 警視庁国民保護警備実施計画の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁国民保護警備実施計画を制定し、平成18年7月31日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。  
命によって通達する。

### 記

#### 制定の趣旨

警視庁管内において、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び緊急対処事態から国民の生命、身体及び財産を保護するための措置を迅速かつ的確に実施するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）等に基づき、警視庁国民保護警備実施計画を制定するものである。

#### 別添

### 警視庁国民保護警備実施計画

#### （目的）

この計画は、警視庁管内において、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう、住民の避難及び武力攻撃災害への対処等、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。